

## 静岡県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年7月24日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	60,424
2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数	477,645
3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡	富士市	袋井市・森町
伊東市	富士宮市	磐田市
熱海市	静岡市葵区	浜松市中区
伊豆市	静岡市駿河区	浜松市東区
伊豆の国市	静岡市清水区	浜松市西区
函南町	焼津市	浜松市南区
三島市	藤枝市	浜松市北区
清水町	牧之原市・吉田町	浜松市浜北区
長泉町	島田市・川根本町	浜松市天竜区
裾野市	御前崎市	湖西市
御殿場市・小山町	菊川市	
沼津市	掛川市	